

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 加算・減算

項 目	必 要 書 類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1-2・別紙 1-2-2)
リハビリテーションマネジメント加算 (訪問リハビリテーション)	*加算(口)を算定する場合は、「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1-2)
リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明 (訪問リハビリテーション)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1-2)
口腔連携強化加算 (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1-2・別紙 1-2-2) ③口腔連携強化加算に関する届出書(別紙 11) ④歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)
移行支援加算 (訪問リハビリテーション)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1-2) ③訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出(別紙 20)
サービス提供体制強化加算 (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1-2・別紙 1-2-2) ③サービス提供体制強化加算に関する届出(別紙14-2) ④届出する月の前月の末日時点での理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤続年数がわかる書類(任意様式)

2 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年3月1日老企第 36 号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年3月 17 日老計発 0317001 老振発 0317001 老老発 0317001)